

# 村上市監査委員公表第3号

令和元年度

村上市定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和2年2月7日

村上市監査委員

瀬 賀 良

小 杉 和 也

## 令和元年度村上市定期監査結果報告書

### 1 監査の期間

自 令和元年12月13日

至 令和2年 2月 7日

### 2 監査の監査期日及び対象課局

1月 8日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 神林支所</li><li>・ 農林水産課</li><li>・ 保健医療課</li><li>・ 総務課</li><li>・ 企画財政課</li></ul>
1月14日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生涯学習課</li><li>・ 自治振興課</li><li>・ 福祉課</li><li>・ 市民課</li><li>・ 介護高齢課</li></ul>
1月17日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校教育課</li><li>・ 環境課</li><li>・ 都市計画課</li><li>・ 議会事務局</li><li>・ 観光課</li></ul>
1月22日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 税務課</li><li>・ 建設課</li><li>・ こども課</li><li>・ 地域経済振興課</li><li>・ 選挙管理委員会事務局</li></ul>
1月27日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会計課</li><li>・ 下水道課</li><li>・ 水道局</li><li>・ 農業委員会事務局</li><li>・ 消防本部</li></ul>

- 3 監査の講評期日 令和2年2月7日
- 4 監査の実施場所 監査委員室及び第2委員会室
- 5 監査の対象とした業務期間  
平成30年12月1日から令和元年11月30日まで

6 監査の方法

各課から事前に求めた監査資料により、監査の対象とする業務を抽出し、所管課に求めた関係書類を基に、事務事業の執行状況や財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているかを聴取等により監査を実施した。

主な各課共通事項及び着眼点は、次のとおりである。

調査事項	着眼点
①主要施策事業について	・事業の進捗状況等について
②収入事務について	・市税、負担金、使用料等の収入未済の対応と関係する諸帳簿について
③支出事務について	・例月出納検査から、抽出した事項に関してその支払い内容などについて
④契約事務について	・契約の方法及び履行確認等について
⑤指定管理者制度について	・指定管理に関する事務処理等について
⑥現金等の管理状況について	・各課で取り扱う現金、外郭団体通帳、郵便切手等の保管、管理状況について ・収納委託状況について

## 7 監査の結果

### (1) 共通事項

#### ① 主要施策事業について

各課提出の主要な事業20件について監査した結果、適正に事務処理が行われていた。

保健医療課の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者を対象とした「湯づくり・湯ったり事業」は、健康増進等を目的に、身体の機能回復や冬季の引きこもり防止を図るために入浴料金の一部を負担し、市内の温泉施設に入浴していただいている事業である。アンケートによれば好評のようではあるが、合併前からの継続事業であり、担当課では効果については限定的と認識している。より効率的に心身の健康増進に寄与できる新たな事業について研究をしているとのことであるので、費用対効果も考慮し検討をお願いしたい。

学校教育課では、国庫臨時特例交付金を活用し、昨年度からの継続事業により7月までに、全ての小中学校の普通教室でエアコン設置工事を完了させていた。一部の学校において工事完了期間前ではあるが、学校長からの要請により、市の監督員と請負業者とが、現場確認及び試運転を行い部分使用協議書により、いち早く供用を開始し快適な環境で授業が行えた事案が見受けられた。

また、保育園でも遊戯室等にエアコンが整備され園児の熱中症対策も図られていた。

#### ② 収入事務について

滞納繰越金の整理については、市税、市営住宅使用料、保育料入園者負担金、ごみ処理手数料、し尿処理手数料、下水道負担金、下水道使用料、水道料等の収入未済に対する各所管課の具体的な取組について監査をした結果、状況に応じた細かな対応を行っていた。

なお、各課の監査結果は個別事項として記載した。

#### ③ 支出事務について

支出に関する事務については、例月出納（伝票）検査において、指摘・確認事項があれば、その都度関係する所管課に改善等を求めている。

全体の伝票数からすれば、少数ではあるが、支払の遅れ、請求書の受領の遅れなどがまだ見受けられるので、財務規則等に基づいた支払事務が適正に行われるよう努めていただきたい。

#### ④ 契約事務について

契約事務については、工事関係、委託業務関係、長期継続及び物品購入関係 4 3 件について監査した。

事務処理では、入札及び契約時に業者から提出される関係書類や工事検査調書、委託業務完了検査調書など必要とする書類は、財務規則等の規定のとおり適正に処理されていた。

#### ⑤ 指定管理者制度について

神林地区体育施設 8 施設（生涯学習課）、農産加工所（神林支所産業建設課）について監査対象とし、関係書類（指定申請書、協定書など）を監査した。

神林地区体育施設 8 施設は、NPO 法人希楽々が、農産加工所は、ゆりの会企業組合が指定管理者となっている。協定書締結等の事務処理は、適正に処理されていた。

#### ⑥ 現金等の管理状況について

各課で取り扱う現金管理状況等について、提出された資料により確認を行い、適正に管理されていた。今後も適切な管理を行い、不測の事故が生じないように十分留意されたい。

### (2) 個別事項

#### 【税務課】

##### ○市税等徴収実績と収入未済に対する対応について

市税の現年度分収納率は、75.77%であり、新たな滞納者を出さない方針のもと、適切に未納者に対して文書催告と訪問を行っていた。

また、市税の滞納繰越分収納率は、改善しているが、市税以外の滞納繰越分収納率については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料でそれぞれ収納率が低下となっている。これは、滞納整理が進んだ結果、困難案件が残ったことによるものである。

今後とも、新潟県地方税徴収機構と連携を密に、職員のスキルアップを図り、税の根本である公平公正に留意し、納税者との信頼関係を図りながら、市税等収納対策方針に基づいて滞納整理に努められたい。

#### 【環境課】

##### ○ごみ処理等手数料・し尿処理手数料の収入未済額と対応について

ごみ処理手数料収納率について、現年度分は 79.3%、滞納繰越分は破産した法人 1 件分であった。

し尿処理手数料収納率について、現年度分は 92.7%、滞納繰越分は 87.4%であった。

いずれも新たな滞納額を増やさないう、電話及び文書での催促のほか訪問徴収を適切に行っていた。

#### 【こども課】

○保育園入園者負担金及び学童保育利用料の収入未済額と対応について  
現年度分収納率については、保育園入園者負担金は 99.48%、学童保育利用料も 98.94%と高水準であるが、滞納繰越分収納率はそれぞれ保育園負担金で 13.43%、学童使用料で 16.65%となっている。

滞納整理方針に基づいた取組みがされるよう課内で連携し、滞納処分も視野に置き、今後も引き続き滞納整理に努めていただきたい。

#### 【農林水産課】

○畜産団地整備事業分担金の収入未済額と対応について  
今後も未納者の状況を常に把握しながら、収納に取り組んでいただきたい。

#### 【都市計画課】

○市営住宅使用料の収入未済額と対応について  
収納率について、現年度分は 95.81%、滞納繰越分が 8.15%である。  
新たな滞納を発生させないために、滞納整理事務処理要領に沿って、今後も早期の訪問等対応に努めるとともに、引き続き収納対策に努めていただきたい。

#### 【下水道課】

○下水道負担金、集落排水事業分担金及び下水道使用料の収入未済額と対応について  
下水道負担金は、賦課が平成 29 年度で終了していることから、現年度の調定については、令和 3 年度までとなっている。収納率は、現年度分が 51.77%で、滞納繰越分は 10.51%である。

集落排水事業分担金については、既に現年度分の調定はないが、滞納繰越分の収納率は、2.83%となっている。

下水道使用料等については、水道使用料等と併せて徴収しているため、現年度分収納率は下水道使用料 98.13%、集落排水処理施設使用料 98.37%と高水準となっている。

また、滞納繰越分収納率については、下水道使用料 43.25%、集落排水処理施設使用料 59.46%となっている。

引き続き、滞納者個々の原因や理由を細かく分析するとともに、早期収納に努めていただきたい。

#### 【水道局】

○水道（上水）使用料・簡易水道（簡水）使用料の収入未済額と対応について

現年度分収納率は、上水 97.72%、簡水 98.30%であり、また、滞納繰越分収納率については、上水 79.88%、簡水 38.16%となっている。

今後も滞納繰越額の縮減に向け、引き続き収納計画に基づき取り組んでいただきたい。

#### 【学校教育課】

○奨学金貸付金の収入未済額と対応について

経済的な理由により修学困難な学生等に対し、奨学金を貸付けする制度であり、償還人数が年々多くなってきている。そのような状況の中で、償還が遅れている者に対し文書での督促、保証人への働きかけも行っている。今後も適正に収納されるよう引き続き努めていただきたい。